

平成28年 第2回

可茂衛生施設利用組合議会

定例会会議録

平成28年12月27日

◇議事日程

日程第1		議席の指定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		会期の決定
日程第4	選挙第1号	副議長選挙
日程第5	認定第1号	平成27年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第6	議案第9号	平成28年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第1号）について
日程第7	議案第10号	可茂衛生施設利用組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第11号	可茂衛生施設利用組合定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について
日程第9	議案第12号	可茂衛生施設利用組合行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の制定について
日程第10	議案第13号	可茂衛生施設利用組合の指定金融機関の指定についての議決の変更について
日程第11	議案第14号	可茂広域行政事務組合規約の一部を変更する規約に関する協議について
日程第12	議案第15号	可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について

◇議員定数 20名

◇出席議員（20名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	海老和允君	2番	森弓子君
3番	高木伸二君	4番	澤野伸君
5番	南山宗之君	6番	永松英三君
7番	板津徳次君	8番	佐曾利敏君
9番	佐藤光宏君	10番	佐伯雄幸君
11番	井戸敬二君	12番	福井徳一君
13番	金子政則君	14番	林俊宏君
15番	横家敏昭君	16番	加藤邦之君
17番	今井俊郎君	18番	服田順次君
19番	渡邊公夫君	20番	大沢まり子君

裏面続く

---

◇説明のため出席した者

管理者	富田	成輝	君	事務局長	山本	和美	君
総務課長	高木	秀康	君	経営管理課長	若井	学	君
業務課長	栗畑	和重	君	会計管理者	高野	志郎	君

---

◇職務のため出席した事務局職員

財務係長	後藤	益宏	総務係長	永田	匠
書記	金子	法雄			

**【開会宣言】** 午後 2 時

○議長（大沢 まり子 君）

ただ今より、平成 28 年第 2 回可茂衛生施設利用組合議会定例会を開会いたします。  
ただ今の出席議員数は、地方自治法の規定による定足数に達しており、本議会は成立しております。

日程に入るに先立ち、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（富田 成輝 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

管理者「富田 成輝 君」。

○管理者（富田 成輝 君）

本日、ここに平成 28 年第 2 回可茂衛生施設利用組合議会定例会を開催するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様方には、平素から当組合事業の各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。懸案となっております、新火葬場の整備運営事業につきましては、4 月に入札公告をして事業者の選定を進めてまいりました。先般、選定をお願いしております選定委員会委員長から最優秀提案者の選定報告をいただきました。この報告を踏まえ、大日本土木株式会社を代表とする企業グループを落札者として決定いたしましたのでお知らせ申し上げます。詳細については、後ほど担当より報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

さて、本日ご提案申し上げ、ご審議をお願いします案件は、「平成 27 年度決算認定」、「平成 28 年度補正予算」、「斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正」、「定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定」、「行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の制定」、「指定金融機関の指定についての議決変更」、「可茂広域行政事務組合規約の一部変更に関する協議」、「可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議」の計 8 件でございます。各議案の詳細につきましては、事務局

から説明をさせますので、ご審議をいただいたうえ決定賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。よろしく申し上げます。

○議長（大沢 まり子 君）

それではこれより、お手元に配付の議事日程に従いまして、本日の議事を進めさせていただきます。

### 【議席の指定】

○議長（大沢 まり子 君）

日程第1「議席の指定」を行います。議席の指定につきましては、会議規則第4条の規定により、私から、2番「森 弓子 君」、4番「澤野 伸 君」、10番「佐伯 雄幸 君」、16番「加藤 邦之 君」を指定いたします。

### 【会議録署名議員の指名】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、私から、15番「横家 敏昭 君」、16番「加藤 邦之 君」のご両名を指名いたします。

### 【会期の決定】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第3「会期の決定」を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

た。

### 【副議長選挙】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第4 選挙第1号「副議長選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名推選の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、本組合議会の副議長に、2番「森 弓子 君」を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、指名いたしました「森 弓子 君」を本組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、「森 弓子 君」を本組合議会副議長の当選人と決しました。

ただ今、副議長に当選されました「森 弓子 君」が議場にお見えになりますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

それでは、森副議長より就任の挨拶をお願いいたします。

○副議長（森 弓子 君）

副議長を務めさせていただくことになりました、森でございます。よろしくお願いいたします。

### 【認定第 1 号】

○議長（大沢 まり子 君）

次に、日程第 5 認定第 1 号「平成 27 年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

平成 27 年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算について説明します。

まず、資料 1 一般会計歳入歳出決算書をお願いいたします。2 枚めくっていただいて、1 ページ、2 ページをお開き下さい。一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ 3,098,580,000 円を計上しましたが、前年度繰越金を第 1 号補正にて 125,140,000 円追加した結果、歳入歳出予算総額は 3,223,720,000 円となりました。なお、第 2 号補正において 18,018,000 円を補正しましたが、これは国庫支出金が満額交付されなかったことによる基金繰入金の充当ですので、総額に変動はありませんでした。歳入は、款 1 分担金及び負担金から款 7 諸収入までの構成となっております。一番下、歳入合計は、予算現額に対しまして、調定額、収入済額ともに 3,244,039,761 円となり、一番右下にな

りますが、予算現額に対し 20,319,761 円の増収でございます。

次のページ 3、4 ページをお願いいたします。歳出でございますが、款 1 議会費から款 5 予備費までの構成となっております。一番下、歳出合計は、予算現額 3,223,720,000 円に対しまして、支出済額、3,105,088,951 円、不用額は 118,631,049 円で行いました。支出済額の予算現額に対する執行率は 96.3%で行いました。歳入歳出の明細につきましては、後ほど実績報告書で説明させていただきますが、ページを飛んでいただきまして 17 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書になります。「3 歳入歳出差引額」は 138,950,810 円となりました。「4 翌年度へ繰り越すべき財源」は 0 円ですので実質収支額も同額でございます。

2 枚めくっていただき、18 ページをお開き下さい。組合の財産に関する調書でございます。「1. 土地及び建物」ですが、ささゆりクリーンパーク、緑ヶ丘クリーンセンター、可茂聖苑とも当該年度中の増減は 0 で行いました。次のページをお開き下さい。「2. 物品」でございます。一番下のアームロール車用の資源搬出用コンテナ 1 台を処分して新たに更新しました。差引 0 ということになっています。その他につきましの増減はございません。「3. 出資による権利」は、株式会社可茂環境センター出資金としまして 3,000,000 円が現在額でございます。「4. 基金」につきましては、前年度繰越金の一部 125,140,033 円並びに財政調整基金利子 524,069 円を積み立てまして、各施設の運営費として 99,832,000 円を取り崩し、平成 27 年度末残高は 422,994,027 円となりました。

次に、資料 2 決算実績報告書をお願いいたします。9 ページをお願いいたします。これより明細になります。まず歳入からご説明いたします。款 1 分担金及び負担金の決算額は、予算現額と同額の 2,643,821,000 円となりまして、歳入総額に対する構成比としましては 81.5%で行いました。内訳及び運営費毎の按分率は、各市町村別、各運営費別で表に記載してあるとおりでございます。当組合の分担金徴収要綱に基づきまして負担をお願いしているところでございます。次のページをお開き下さい。款 2 使用料及び手数料でございます。決算額は 190,400,813 円で、こちらはし尿処理施設使用料、事業系の可燃及び不燃ごみに対する施設使用料、斎場の火葬炉使用料などがございます。なお、前年度よりも該当搬入量が若干増となり、増収という形になっております。次のページ款 3 国庫支出金です。決算額は 92,642,000 円で行いました。当初予算

では 110,660,000 円を計上しておりましたが、循環型社会形成推進事業交付金を当初予算どおり要望しておりましたところ、満額の交付金決定を受けるまでに至りませんでした。不足分につきましては先程も少し触れましたが、繰入金として財政調整基金を充当させていただきました。その下、款 4 財産収入、決算額は、772,614 円でした。これは、組合所有地の貸付収入並びに財政調整基金利子の収入でございます。次のページをお開き下さい。款 5 繰入金 目 1 財政調整基金繰入金、決算額は、99,832,000 円でした。総務費以下、各施設の運営費にそれぞれ充当したほか、先程の国庫補助不足分を合わせて財源充当いたしました。その下、款 6 繰越金、決算額は 129,140,033 円でした。平成 26 年度の繰越金でございます。その下、款 7 諸収入 目 1 預金利子、決算額は 558,236 円でした。これは、組合の一般会計の預金利子でございます。次のページ目 1 雑入です。決算額は、86,873,065 円でした。主な収入は、事業系の可燃ごみ袋代金 42,227,820 円、1 つ飛んでいただきまして鉄類の売却代金 8,025,256 円、3 つ飛びましてメタル売却代金 27,186,491 円等でございます。対前年度比での減額の主な要因といたしましては、鉄類・メタル売却代金が減少したためです。これは景気の関係で単価が下がったものでございます。以上、歳入合計は一番下になりますが、3,244,039,761 円となりました。

続きまして歳出についてご説明申し上げます。14 ページをお願いいたします。款 1 議会費の決算額は 62,664 円です。支出の内容は定例会及び臨時会の議員報酬、事務用品、会場使用料でございます。ページ中央です。款 2 総務費 目 1 一般管理費の決算額は、298,361,316 円です。主な支出は、指定管理者選定委員会の委員報酬以下、職員 19 名分の人件費、広報クリーン可茂の印刷製本、コピーカウンター料及び公用車の修繕等々でございました。実績報告書の 15 ページにまたがりまして、常駐清掃、案内業務、警備管理業務などの委託料、事務・通信機器などの賃借料を支出しております。負担金では各種協議会負担金、講習受講料のほか、可児市会計事務負担金を支出しております。積立金 125,664,102 円は前年度の繰越金の一部等を翌年度以降の財源として財政調整基金へ積み立てたものでございます。一般管理費決算額の前年度比較で 58,214,552 円の増となっております。主な要因はこの積立金が平成 26 年度は 67,897,795 円だったことによる差でございます。16 ページをお開き下さい。目 1 監査委員費、決算額は 30,564 円でございます。決算審査を含みます年 4 回の出納検査の

委員報酬のほか、事務用品購入による支出でございます。その下、款3 衛生費 目1 し尿処理費の決算額は、377,789,150円でございます。支出の主な内容は、職員3名分の人件費、電気及び上下水道料金の光熱水費、委託料では処理施設の包括的管理業務、焼却灰の運搬処理業務のほか、次ページに移って、精密機能検査などの支出、工事請負費のプラント設備整備工事、COD計更新工事、屋根塗装工事によります支出、原材料費では配管・ポンプ・設備部品の購入、水質試験に用います分光光度計並びに超音波洗浄機などの備品購入につきまして支出いたしております。18ページをお願いいたします。目2 可燃物処理費、決算額は1,818,869,000円でございます。支出の主な内容は職員7名分の人件費、灰溶融設備で使用します電極棒の購入などによる消耗品費、燃料費では白灯油などの購入、各施設の電気・上下水道料などの光熱水費、焼却・灰溶融・水処理に使用します医薬材料費など、需用費総額271,606,623円を支出いたしました。委託料では19ページまでまたがりまして、運転管理業務、焼却及び灰溶融設備の保守点検業務、無害化飛灰運搬処理、ばいじん運搬処理業務、各種測定業務、事業系可燃ごみ袋作製業務などによりまして委託料総額999,796,366円を支出いたしました。工事請負費では灰溶融設備の電源装置更新工事、空調監視装置の更新、土砂崩れ・落石防止のための防護フェンス設置等、20ページに移りまして交付金事業であります、可燃ごみ処理施設長寿命化工事などにより工事請負費総額470,517,000円を支出いたしました。その他保守点検業務により交換するための原材料購入及び点検作業に必要な電力計、作業着を洗濯するための洗濯機購入等について支出いたしました。次に、目3 不燃物処理費の決算額は223,772,772円でございます。支出の主な内容は、職員2名分の人件費のほか、空調設備・アームロール車の修繕、プラントの保険料、運転管理業務、蛍光管の運搬処理業務、事業系缶・びん袋作製業務などの委託料、21ページにまたがりまして、各種破砕機・コンベアの整備に係る工事請負費、破砕蛍光管用のドラム缶購入などの原材料費を支出いたしました。次は、目4 公園管理費、決算額は、13,823,604円でございます。支出の主な内容は、施設周辺樹木管理、緑地公園管理業務の委託料でございます。目5 研修館管理費、決算額は、57,807,100円でございます。支出の主な内容は、わくわく体験館管理運営の指定管理料のほか、22ページに移りまして、工事請負費、平成26年度から6年間での設備改修計画に基づきまして、経年劣化による建築設備の整備を行った空調設備の更新工事でございます。決算書には計上されておしま

せんが、目6 最終処分場埋立施設第2期整備事業費につきましては、平成26年度で事業が完了しておりまして、平成26年度決算額及び前年度対比のみを計上させていただいております。その下、項2 目1 斎場管理費です。決算額は、100,573,233円でございます。支出の主な内容は、新火葬場整備運営事業者選定委員会委員報酬、以下、職員2名分の人件費、燃料費での白灯油の購入、電気料の光熱水費、電気設備関連の修繕によりまして需用費総額13,296,168円を支出いたしました。委託料では新火葬場整備運営事業に係る建設業者募集要項作成業務、環境影響評価業務、建設用地図面整備業務、アスベスト調査業務、地質調査業務のほか、23ページにまたがりまして受付・運転業務、各種点検業務、清掃業務などによりまして委託料総額60,517,248円を支出いたしました。24ページをお願いします。工事請負費では火葬炉の整備工事を、原材料費にて柩受金物・台車保護材などを購入しました。次に、款4 公債費でございます。決算額は、昨年度と同額の213,999,548円でございます。公債費の内訳は郵便貯金資金と政府資金の元金償還額206,872,374円、利子償還額7,127,174円です。これは、緑ヶ丘クリーンセンター建設費の償還分でございます。なお、この償還については、平成30年度をもちまして終了する予定でございます。一番下ですが、歳出決算額の総額は3,105,088,951円でございます。次ページ以降につきましては、ごみの搬入量等の実績を参考までに添付したものですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、資料3をご覧ください。歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書でございます。1ページをお開き下さい。審査につきましては、平成28年8月16日に代表監査委員 御嵩町の永瀬 俊一さん、そして監査委員 井戸七宗町長に審査をしていただきました。「4. 審査結果」にありますように「一般会計歳入歳出決算書及び証拠書類は正確であると認められた」、また「基金につきましても適正に運用されていると認められた」という審査結果をいただいております。次ページ以降の説明についても先程の実績報告と重複しますので、省略させていただきます。以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

○議員（加藤 邦之 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

16 番「加藤 邦之 君」。

○議員（加藤 邦之 君）

21 ページのわくわく体験館の利用状況についてお聞きしたい。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

実績報告書資料編の 10 ページをご覧ください。こちらにありますように、わくわく体験館のガラス工芸体験受講者数は前年度比で 5.1%の増、宿泊利用者数は前年度比で 10.3%の増という状況になっております。

○議員（加藤 邦之 君）

ありがとうございました。

○議長（大沢 まり子 君）

他に質疑ございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、認定第1号「平成27年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、認定第1号「平成27年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決しました。

### 【議案第9号】

○議長（大沢 まり子 君）

日程第6 議案第9号「平成28年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算 第1号について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

平成28年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算 第1号について、説明をします。資料4をお願いします。1枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134,950,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3,118,679,000円とするものでございます。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正による」としております。2ページに第1表

がございますが、3枚めくっていただきまして、4ページの事項別明細書歳入歳出で  
ご説明させていただきます。まず、歳入は、国庫支出金、国庫補助金、これはささゆ  
りクリーンパーク可燃ごみ処理施設長寿命化事業に係る循環型社会形成推進交付金が  
当初予算 108,000,000 円から 104,020,000 円に減額した形で国から確定をいただいた  
ことに伴いまして、差額の 3,980,000 円を財政調整基金から繰入れして充当するもの  
でございます。繰越金 134,950,000 円の増額につきましては、前年度決算の確定に伴  
いまして、当初予算額との差額を補正するものでございます。

次に、歳出でございます。総務費の総務管理費 目1 一般管理費 134,950,000 円の  
増額は、繰越金の増額分を財政調整基金に積立てるものでございます。衛生費の清掃費  
目2 可燃物処理費の歳出につきましては金額の補正はありませんが、財源内訳を変更  
させていただきます。以上でございます、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより、議案第9号「平成28年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算 第1  
号について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第9号「平成28年度可茂衛生施設利用組合  
一般会計補正予算 第1号について」は、原案のとおり決しました。

## 【議案第 10 号】

○議長（大沢 まり子 君）

日程第 7 議案第 10 号「可茂衛生施設利用組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案書 3 ページをお願いいたします。議案第 10 号 可茂衛生施設利用組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。現在、新火葬場整備運営事業を P F I の手法で実施しているところでございます。新火葬場の建設工事が終了し、供用開始した後の施設の管理運営にあたっては、より効果的な管理運営をするために P F I 手法と指定管理者制度を併用する形といたしたいと思えます。P F I 事業者を指定管理者として指定するために、斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正して、指定管理者に係る条項等を整備させていただくものでございます。改正の内容につきまして、議案書 4 ページをお願いいたします。まず、条例名でございますが、新火葬場は、葬儀場がありませんので、それを明確にするということもあって斎場の部分を火葬場に改正させていただきます。第 1 条は、新たに趣旨として、新火葬場は葬儀を行いませんので、直接火葬場の設置及び管理に関して必要事項を定めるとしております。第 2 条「名称と位置」については、名称はこれまで通り可茂聖苑といたします。位置は新火葬場の住所を規定いたします。第 3 条「施設」は、式場を削除すると共に、遺体安置室を霊安室という形で位置付けます。第 4 条「業務」では、式場の使用について削除いたします。第 5 条「指定管理者による管理」でございます。ここで火葬場の管理は、指定管理者に行わせることとします。第 6 条は、指

定管理者が行う業務について定めています。第7条から第12条については指定管理者の指定手続きに必要な事項について規定しております。第7条で、指定管理者は法人その他の団体から公募で行うこととし、6ページの第8条で、指定管理者の指定を受けようとする場合の申請書類等の手続きについて、第9条で、指定候補者の選定に関する基準を定めております。第10条で、候補者の選定等について審議する指定管理者選定評価委員会の設置を、8ページの第11条で、選定した候補者については議会の議決を経て指定することとしております。第12条で、指定管理者と協定を締結することを定めます。第13条は事業報告書の作成及び提出について定めまして、第14条では、定時報告以外の時期につきましても、必要に応じて報告の聴取、調査、指示ができるとしています。第15条では、指定管理者が指示に従わない時などに指定の取り消しや業務の停止命令などをできることとしています。10ページになりますが、第16条では、これまで規定が無かった火葬場の使用時間などについて明確にしております。第17条は、現行条例第5条の使用許可について定めまして、指定管理者が使用許可できることとしております。第18条では、目的外の使用や使用の権利の譲渡を禁止しております。第19条は、現行条例第6条の使用許可の取り消しについて、12ページの第20条は現行条例第7条の使用料について規定いたしまして、使用料の還付などについても規定しております。第21条は、現行条例第8条の使用料の減免について、第22条と第23条は、指定管理者と使用者に対する、原状回復義務並びに損害賠償義務について定めております。第24条は、火葬場への入場の拒絶や退場を命じることが出来る場合について定めております。14ページになります。第25条は、火葬後の焼骨、いわゆる遺骨の引取りについて規定しております。なお、使用者は、小動物の焼骨につきましても引き取ることが出来ないという形にさせていただいております。第26条は、指定管理者等が取得した個人情報について、適正な管理をするために必要な措置を講ずるよう定めております。第27条は、指定管理者が不在となった場合などにおいては、当該施設の管理を管理者自ら行うことについて規定しております。附則でございますが、附則は2項ございます。第1項は施行期日で、この条例は平成31年4月1日から施行します。ただし、改正後の条例第7条から第12条でございますが、これは指定管理者の指定手続きに必要な事項を規定しているところと、第15条「指定の取消し」と第26条「秘密保持義務」の規定と、この附則の第2項は公布の日から施行することとして

います。これは、指定管理者の指定手続きは、施行前に出来るようにということで規定させていただきました。第2項は、改正条例第7条「公募等」、第8条「指定の申請」、第9条「選定方法及び選定基準」の規定にかかわらず、この条例改正後に選ぶ最初の指定管理者についてはPFI法に基づいて選定し、事業契約を締結する民間事業者を議会の議決を経て指定管理者に指定するとしております。この第2項においてPFIと指定管理者制度の併用をさせていただくことを明確にしております。以上、議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

○議員（佐伯 雄幸 君）

議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

10番、「佐伯 雄幸 君」。

○議員（佐伯 雄幸 君）

今の改正後の条例でございますが、最初の目的を趣旨としたところに、今までは葬儀等の式が出来たのですけれども、これからの新しい火葬場では、こういう式は一切とり行わないということによろしいでしょうか。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

今ご指摘いただきましたように、新火葬場では葬儀は行わないということで定めさせていただきます。

○議員（佐伯 雄幸 君）

了解。

○議長（大沢 まり子 君）

他に質疑ございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより、議案第 10 号「可茂衛生施設利用組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 10 号「可茂衛生施設利用組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

### 【議案第 11 号】

○議長（大沢 まり子 君）

日程第 8 議案第 11 号「可茂衛生施設利用組合定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案書 16 ページをお願いいたします。議案第 11 号 可茂衛生施設利用組合定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について説明させていただきます。制定の趣旨につきましては、国の早期退職募集制度に準じ、定年前早期退職者の募集等について必要な事項を定めるものでございます。この制度の整備につきましては、国からの要請があったこと、また可茂衛生は岐阜県市町村職員退職手当組合に加入しておりまして、職員の退職金の支給については、この組合からの支給となっております。退職手当組合を構成する団体に対し、関係例規の整備を要請しているというところがございますので、このことから、条例を整備するものでございます。管内市町村のほとんどが条例整備をされていること、また、可児市が今年度の 6 月議会で条例制定されたことに伴いまして、可茂衛生施設利用組合でも条例を整備させていただきます。内容的には組合管理者の属する市町村の条例の例によることとしております。条例の施行日は公布の日から施行するものでございます。条例の主な内容でございますが、参考資料 1 ページをご覧ください。例によることとしております、可児市の条例でございます。第 2 条におきまして、定年前に退職する意思を有する職員の募集について、職員の年齢構成の適正化を図るということを目的に、45 歳以上の職員を対象に募集を行うこと、また職制の改廃を円滑に実施することを目的に、当該職制に属する職員を対象として行う募集を行うことができるということを定めております。第 3 条においては募集実施要項の作成、それから職員への周知について定めております。1 ページをめくっていただきまして、第 4 条においては、募集期間の延長及び募集期間の満了について定めております。第 5 条におきましては応募と応募の取り下げについて、それから第 6 条においては応募の認定について、第 7 条においては退職す

べき期日の通知、第8条においては退職すべき期日の繰り上げまたは繰り下げについて、第9条において認定の失効について、第10条で募集実施要項と認定応募者の数を公表することについて、それぞれ定めております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。これより、議案第11号「可茂衛生施設利用組合定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第11号「可茂衛生施設利用組合定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

### 【議案第12号】

○議長（大沢 まり子 君）

日程第9 議案第12号「可茂衛生施設利用組合行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の制定について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案書 17 ページをお願いいたします。議案第 12 号 可茂衛生施設利用組合行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の制定について説明させていただきます。この条例は、地方自治法に基づき、行政財産の用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可する場合に、使用料を徴収することにより収入の拡大並びに行政財産の適正な管理を図るため制定するものでございます。これまで組合の行政財産の使用につきましては、使用料の徴収根拠となる条例がありませんでした。各対象物の使用料の取扱いについては統一されていなかったのが現状でございます。また、地方自治法では、使用料徴収に関しては条例で定めなければならないと規定されているため、今回条例を整備いたしまして、行政財産に係る使用料徴収の根拠を明確にすると共に、統一的な運用を行うことで、適正な財産管理をするものでございます。条例の内容は、組合管理者の属する市町村の行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の例によることとしております。なお、附則としまして、第 1 項でこの条例の施行は平成 29 年 4 月 1 日といたしまして、第 2 項で経過措置を規定させていただいております。参考資料の 5 ページをご覧くださいと思います。例による可児市の条例でございます。第 1 条は条例の趣旨で許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用についての使用料について定めるとしてしております。第 2 条は使用料の額について、第 3 条では使用料の減免について、第 4 条では条例施行で必要な事項は別に定めることとしております。以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

[『質疑なし』の声あり。]

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第 12 号「可茂衛生施設利用組合行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の制定について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[『異議なし』の声あり。]

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 12 号「可茂衛生施設利用組合行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

### 【議案第 13 号】

○議長（大沢 まり子 君）

日程第 10 議案第 13 号「可茂衛生施設利用組合の指定金融機関の指定についての議決の変更について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案書 18 ページをお願いいたします。議案第 13 号 可茂衛生施設利用組合の指定金融機関の指定についての議決の変更について説明をさせていただきます。組合の指

定金融機関については、可児市と同様に、財務会計処理をお願いしております東濃信用金庫と株式会社十六銀行を2年毎に交替制で指定しており、可児市での指定金融機関の交替時期が現行の4月1日になっておりますが、人事異動等とも重なり、非常に事務が繁忙となっていることなどを理由に、10月1日に変更することとされましたので、可茂衛生施設利用組合も平成11年3月30日に議会議決していただいた内容について同様の変更をお願いするものでございます。議案のほうでございますが、現在指定金融機関である東濃信用金庫が、平成29年3月31日までの指定期間となっておりますが、議案書にありますように、平成29年9月30日まで延長しまして、その後2年間、十六銀行を指定することといたします。それ以降は2年毎に交替していくという内容でございます。また、指定金融機関が破綻などした特別の事情があるときは、一方の金融機関に指定金融機関の指定を変更することができるという但書を今回新たに加えさせていただきます。以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより、議案第13号「可茂衛生施設利用組合の指定金融機関の指定についての議決の変更について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第13号「可茂衛生施設利用組合の指定金

融機関の指定についての議決の変更については、原案のとおり決しました。

**【議案第 14 号】**

○議長（大沢 まり子 君）

日程第 11 議案第 14 号「可茂広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約に関する協議について」を議題といたします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案書 19 ページをお願いいたします。議案第 14 号 可茂広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約に関する協議について説明いたします。これは、平成 29 年 3 月末をもって解散予定の可茂広域行政事務組合につきまして、解散に伴う事務の承継方法について規定するために、規約を変更するということでご協議をお願いするものでございます。内容は、議案書 20 ページをお願いします。解散に伴います事務の承継については可茂広域行政事務組合を構成する全ての構成団体の議会の議決を経て行う協議によって定める旨を、新たに第 12 条を追加して規定するものでございます。なお、施行につきましましては、岐阜県知事の許可を受けた日をもって効力を発するものとして定めております。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより、議案第 14 号「可茂広域行政事務組合規約の一部を変更する規約に関する協議について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 14 号「可茂広域行政事務組合規約の一部を変更する規約に関する協議について」は、原案のとおり決しました。

### 【議案第 15 号】

日程第 12 議案第 15 号「可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について」を議題とします。朗読を省略して、提案内容の説明を求めます。

○事務局長（山本 和美 君）

はい、議長。〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

事務局長「山本 和美 君」。

○事務局長（山本 和美 君）

議案書 21 ページをお願いいたします。議案第 15 号 可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について説明させていただきます。平成 29 年 3 月末解散予定の可茂広域行政事務組合に設置されています公平委員会は、同事務組合解散後も各構成団体に引き続き設置義務が残るため、同年 4 月より同委員会を共同設置することといたしまして、設置に必要な規約の制定について協議させていただくものでございます。規約の内容は、地方自治法第 252 条の 8 に規定されました共同設置に関する規約内容

に沿って、第1条で規定する市町村及び一部事務組合で共同して公平委員会を設置することといたしまして、第2条で機関の名称を可茂広域公平委員会としまして、第3条で機関の執務場所は、可児市役所内といたします。次ページになりますが、その他に、機関を組織する委員その他の構成員の選任の方法及びその身分の取扱いのほか、機関に関し必要な事項を規定しております。この規約につきましては、平成29年4月1日から施行することとさせていただきたいと思っております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（大沢 まり子 君）

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はございませんか。

〔『質疑なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了します。

これより、議案第15号「可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔『異議なし』の声あり。〕

○議長（大沢 まり子 君）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第15号「可茂広域公平委員会共同設置規約の制定に関する協議について」は、原案のとおり決しました。

### 【議了宣告】

○議長（大沢 まり子 君）

以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

○管理者（富田 成輝 君）

はい、議長〔挙手〕

○議長（大沢 まり子 君）

管理者「富田 成輝 君」。

○管理者（富田 成輝 君）

ただ今は、可茂衛生施設利用組合がご提案申し上げました案件につきまして、ご決定を賜り厚くお礼を申し上げます。廃棄物の安全かつ適正な処理を目指して、今後とも、地元のご理解をいただきながら、管内市町村の皆様と緊密な連携を図り、組合事業を推進してまいりたいと考えております。特に新火葬場につきましては、地元美濃加茂市、そして構成市町村のご理解をいただいて、目途が立ってまいりました。今後、工事等本格化してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、白川町議長からわくわく体験館についてご質問いただきましたので、折角ですので少しだけPRさせていただきますと、少し増えていると申し上げましたのは、管内というより、どちらかというとな古屋を含めて管外の方から沢山お越しいただいており、それも良いのですが、ぜひ、管内の皆様方にも利用していただきたいと思ひています。美濃加茂市からの提案を受けまして、管内の皆様が団体で来ていただける場合の環境研修については無料としており、既に白川町の方にも利用していただいております。お越しいただいた方には大変高評価をいただいておりますので、ぜひ、これからも管内でご利用いただきたいと思ひます。以上も含めて、今後とも皆様方の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

### 【閉会宣告】

○議長（大沢 まり子 君）

これをもちまして、平成 28 年第 2 回可茂衛生施設利用組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

【閉会】 午後 3 時 8 分